

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和4年12月9日（金） 午前10時30分から
午後 2時14分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、吉竹悟、鴛海豊、原田孝司、小嶋秀行、戸高賢史、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、木田昇、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第103号議案、第104号議案、第105号議案、第106号議案、第107号議案、第108号議案、第109号及び第117号議案のうち本委員会関係部分については可決すべきものと、第5号報告のうち本委員会関係部分については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情51について質疑を行った。
- (3) 令和5年度当初予算要求状況について、大分県水道広域化推進プラン（案）について及び次期離島振興計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主幹（総括） 秋本昇二郎
政策調査課政策法務班 主事 阿南香菜子

総務企画委員会次第

日時：令和4年12月9日（金）10：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

10：30～12：00

(1) 付託案件の審査

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第109号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(2) 諸般の報告

- ①令和5年度当初予算要求状況について
- ②次期離島振興計画の策定について
- ③ホーバークラフト旅客ターミナル施設の管理運営について
- ④大分空港を起点としたMa a S実証実験について
- ⑤地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の期間延長について
- ⑥トリニータのシーズン結果について
- ⑦大分県福岡事務所の移転完了について

(3) その他

3 総務部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

第 5号報告 令和4年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
（本委員会関係部分）

第117号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第103号議案 大分県個人情報保護法施行条例の制定について

第104号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

第105号議案 大分県職員定数条例の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

第106号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正等について

第107号議案 当せん金付証票の発売について

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について
（農林水産委員会へ合い議）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 51 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由と請願権を守るための陳情について

(3) 諸般の報告

①令和5年度当初予算要求状況について

②大分県水道広域化推進プラン（案）について

(4) その他

4 協議事項

15:00~15:05

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として古手川副議長、木田議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案8件、報告1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 それでは、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、企画振興部関係について説明します。総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

左から3列目の補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回2,059万円の増額をお願いするものです。その左隣の既決予算額（A）の一番下にある110億2,646万8千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）+（B）は110億4,705万8千円となります。

今回の補正予算案は、令和6年度に実施される福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けて、公衆トイレを整備するため、管理する市町村に対して補助を行うものです。事業の詳細については、担当課長から説明させます。

柴北おおいた創生推進課長 資料3ページをお開きください。

おもてなしトイレ緊急整備事業2,059万円です。さきほど部長の説明にもありましたが、本事業は令和6年4月から6月にかけて実施される国内最大級の観光誘客イベント福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向け、市町村の管理するトイレをしっかりと整備し、訪れた

人や住んでいる人にも御利用いただき、再び訪れたいと感じる県民総参加のおもてなしを実現することを目的としています。

具体的には、市町村が行う地域住民や観光客が利用する公衆トイレの整備について、補助率2分の1以内で補助します。補助上限額は新築500万円、改築300万円、改修150万円としています。

令和5年度の早々に、旅行事業者に地域をPRする全国宣伝販売促進会議や令和6年度の本番を見据えたプレキャンペーンが行われるため、令和4年度中に前倒して整備を促します。

なお、市町村管理以外の県管理施設のトイレや民間施設内のトイレについては、県庁内におもてなしトイレ推進本部会議を設置したので、関係する部局で適宜整備していただきたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

小嶋委員 予算額が2,059万円となっていますが、これは市町村に2分の1補助することなんだろうけど、新築あるいは改築や改修など、大体の件数とか、あるいは市町村でどこをどう予定をしているのか、ほぼはつきりしているものを試算して、この金額になったということによろしいですか。

柴北おおいた創生推進課長 御質問ありがとうございます。資料の中ほどに件数を書いています。市町村に希望を確認してから、この金額を付けています。

小嶋委員 それでは、大分市はもう既にトイレを結構整備しているので、大分市を除く市町村でこの数字があげられているとのこと、いいですか。

柴北おおいた創生推進課長 資料の中ほどに該当市町村を書いています。が、「ああ、そうやな」と言う者あり）6市町で23か所の整備となっており、市町村に照会をかけたが、大

分市は令和5年度で整備をしていきたいところが何箇所かあると聞いています。

小嶋委員 そういことですか。分かりました。ありがとうございます。

今吉委員長 具体的に、この件数は市町村別に分かるんですか。

柴北おおいた創生推進課長 市町村別ですが、新築1件は日出町です。改築は豊後高田市で1件です。残りの改修は5市になっています。

原田委員 さきほどの説明の中で、民間施設については、また別途相談との話がありましたが、例えば駅やショッピングセンターのトイレとかも多くの人が使うので、おもてなしトイレのことを指しているわけですか。

柴北おおいた創生推進課長 いろんな施設にトイレがあるので、そちらはそれぞれの施設で整備をしていただくようお願いしていきます。

原田委員 そうですよ。すみません、ちょっと聞き違えたのですが、もしもそういうところから相談があれば、また支援を考えるのかと思ったけど、まあ、自分でやってくださいという話ですね。分かりました。

今吉委員長 ほかに委員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は総務部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第109号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

足立芸術文化スポーツ振興課長 それでは、第109号議案公の施設の指定管理者の指定について説明します。議案書では52ページになりますが、説明は総務企画委員会資料で行います。資料の4ページをお開きください。

第2回定例会の常任委員会において報告しましたが、県有施設の大分県立総合文化センターと大分県立美術館については、今年度末をもって指定期間が満了するので、新たな指定の承認をお願いするものです。

指定管理候補者は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団で、選定方法は任意、指定期間は令和5年度から9年度までの5年間です。任意指定の理由は、大分県芸術文化ゾーン創造委員会の答申を踏まえ、県と十分な連携が取れ、指定管理者としての実績を有し、行財政改革推進委員会の評価部会でも高評価であった大分県芸術文化スポーツ振興財団を引き続き任意指定とすることが妥当と考えています。

次に、2の提案価格及び意見聴取結果ですが提案価格については、総額27億5,098万8千円で、内訳は令和5年度が6億2,906万8千円。令和6年度が5億5,350万2千円で、令和7年度から令和9年度が5億2,280万6千円となっており、令和5年度及び令和6年度については、県立総合文化センターの天井脱落防止工事による2ホールの利用休止の影響があるため、年度によって価格が異なっています。

また、外部有識者意見聴取及びパブリックコメント結果については、特に異議や意見はありませんでした。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

末宗委員 まあ、大分県芸術文化スポーツ振興財団に出したんだろうけど、これは今のところはいいけど、指定管理は入札が前提だろうから、将来、入札に何社か入る可能性があるのかな、ないのかな。

足立芸術文化スポーツ振興課長 将来、入札の可能性あるかとのことですが、この点については、包括外部監査でも議論がありました。委員のおっしゃるとおり、原則は入札というか、競争になりますが、包括外部監査の中でも結論付けられたのは、確かに経済的な面で競争することは大切だけれども、他方で施設の設置目的を考えると、経済的な合理性だけでは機能が果たせない面もあるので、そういうノウハウを持ったところに指定管理業務をやらせる。ただ、他方で効率的な運営については、常に心を配って運営するようにとの議論でした。

末宗委員 心を配ったぐらいじゃよく分からないけどね。もう指定管理で1社で大体決まっているなら、指定管理から外した方がかえって分かりやすいけど、そういう意見は出ないのかな。

足立芸術文化スポーツ振興課長 県有施設、公的な施設をどう管理運営するかですが、その中で直接運営する——直営する方法もありますが、地方自治法の中で指定管理制度が設けられて、外部の知見をうまく活用した方が、より効率的に運営できる面もありますので、今、指定管理で運営しています。全国的にもそういう流れになっています。

末宗委員 いや、あのね、指定管理が望ましいから指定管理にしたんだろうけど、まあ入札者がほかにいないんだから。今答弁がちょっと矛盾している感じがしたんよ。まあいいわ、矛盾しているところで終わりで。

戸高委員 この行財政改革推進委員会の評価部会で高評価だった部分は、具体的にどのようなものなのか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 どういう項目で評価されたかについてですが、例えば総合文化センターであれば、施設利用率が87%以上と目標を立てていますが、それにどれぐらい近付いているのかとか、県立美術館であれば入館者数が年間50万人以上と聞いていますが、それに対してどういう状況であったとか、利用者のアンケート等において満足度がどうだったのかを示して、その中で目標に近い数字が取れていることで全体として高評価を受けています。

戸高委員 ありがとうございます。基本的には入館者、来館者とか利用者が中心になるわけですかね。美術館だと、やっぱり美術館としてのコンセプトを掲げた上で、以前であればジブリ展とか、今回のポケモンとか、そういった世代にも美術館を慣れ親しんでいただこうとの思いがあるのかもしれないですが、タイミング的にいつも入館者目当てと言うか、それが露骨に出ている状況に見えるときもあるんですね。だから、そういった本来の大分県立美術館の特徴、役割と言うか、それがしっかり発揮できているのかなと、ちょっと心配になる点があるので、

ぜひそこをきちんと定めた上で進めていただきたいなと思います。答弁はいりません。

小嶋委員 直接この議案に関する質問ではないと思いますが、大分県芸術文化スポーツ振興財団が任意指定をされることについて。

任意指定については、さきほど末宗委員も少し疑問を持たれたようですが、むしろ私は財団が、総合文化センターと美術館に取り組むためだけに設立されていることから一歩進んで、例えば、宇佐市の歴史博物館や大分市の埋蔵文化財センターとか、そういう教育委員会が所管するところも少し検討して、任意指定になるかはともかく、財団がそういうところも網羅できるような団体にしていく。財団の考え方になると思いますが、そうした方が管理費なども含めて、私は効率的になっていくんじゃないかと思います。プライドを大きくしなさいということではないですが、県がいろんなところに指定管理を出すよりも、一つにまとめられるような力を付けていくことが必要じゃないかと思います。その点は財団の考え方だと思いますが、担当する課としてはどのようにお考えでしょうか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 公立のいろんな文化施設があります。ホールだったり、美術館だったりしますが、そういうホールや美術館の運営がどうあるべきかと考えたときに、県などの自治体が直営でするよりも、ノウハウを持った外部の団体に運営してもらった方が、よりその施設を有効活用できるのではないかとこのことで、総合文化センターができるときに、この財団が出来上がったわけで、そういう経過も踏まえながら今に至っています。歴史博物館であったり、埋蔵文化財センターであったり、そういう県有施設をより効率的にする、魅力的な施設にするためにはどうあるべきかと考えたときに、仮に財団が運営した方がいいとなれば、そういう方向で話をするのもしかるべき考え方と思っています。

小嶋委員 スポーツも財団の名称の中にあります。これは財団の考え方になると思いますが、スポーツで今何かしているのはありますか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 今、特に事業

として行っているものはありません。

今吉委員長 名前だけ入っているということですかね。

足立芸術文化スポーツ振興課長 まあ、そうですね。具体的な事業として、財団が今やっていることはありません。ただし、芸術文化とスポーツを一体的に振興を図ろうと、財団の設置目的に書かれています。

小嶋委員 最後です。スポーツも入っているので、私は将来的にはビッグアイなども網羅できるような団体になっていくのかなと、ずっと前から思っていたんですが、事業が何も無いからあえて名前にスポーツを付ける必要があるのかなと思ったんです。ちょっと関係ないことかもしれないんですが、ただ将来的にはそこも含めて網羅できる方向性も、私はいるんじゃないかと思えます。これは答弁は要りませんが、スポーツという名称があれば、スポーツも含めてやっぱり名前にふさわしい団体になっていくことが必要じゃないかと思えます。答弁はいいですね。

(挙手するものあり)

今吉委員長 答弁をしたいそうです。(「したいんですか」と言う者あり)

足立芸術文化スポーツ振興課長 おっしゃったとおり、現在は昭和電工ドームですけれども、(「ネーミングライツがあるからね」と言う者あり)あのドームができたときに、運営は当初は財団がやっていた——スポーツリサーチですかね、公的財団がやっていたが、行財政改革の一環の中で、財団の統合があって、そして今に至っています。ただし、ドームについては、今は別の団体が指定管理をしています。

末宗委員 ちょっともう1点だけ。

美術館だけ、道路側を開くように設計して造っているじゃない。今どのくらい開いているか知らんけど、ほとんど開かない状況で、あれは崩れはせんか、さびてしまわんかと思うけど。大体、設計段階から間違っているんだろうけど、今後どうやって運用していくんかね。

足立芸術文化スポーツ振興課長 県立美術館の折り戸ですね。あれは県立美術館の売りの一つになっていて、年間で気候のいいときに開けて

います。

ただし一つ問題があって、美術館が管理するいろんな美術品、あるいは外部から借りて展覧会とかをやっていますが、そのときに空気の測定をして、ちりの状況とか、温度の状況とかが今厳しく文化庁から指定されています。なので、気候のいい春と秋に開けますが、例えば今年は開けたかという、開けていません。なぜかと言うと、今ちょうど相国寺展をやっていますが、重要文化財を外部から借りるため、折り戸を開けたかったんですが、どうしても開けられなかったという状況です。せつかくの売りの設備なので、これからも積極的に活用していきたいと思えます。

末宗委員 難しいんだろうけど、あの使い方が。まあ、設計段階から間違っているからね。あれだけで十数億円かけているんだろうけど、分かった。もういい。

今吉委員長 ほかに委員の方ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、①の令和5年度当初予算要求状況について説明をお願いします。

大塚企画振興部長 令和5年度企画振興部当初予算の要求状況について説明します。

まず、令和5年度当初予算ですが、来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成しています。しかしながら、ホーバークラフトに関連する取組など、年度当初から執行が必要な事業については当初予算で対応

したいと考えています。

それでは、資料の5ページをお開きください。

当初予算要求状況の概要です。まず、一番上の事業費の欄ですが、要求額は87億6,926万5千円であり、令和4年度当初予算と比べると、率にして0.8%の減となっています。これは骨格予算であることに加え、東アジア文化都市2022大分県などの事業の減が主な要因です。

次に、その下の安心・活力・発展プラン2015に基づく事業体系図を御覧ください。企画振興部の主要な事業は、1の安心、2の活力、右側の3の発展の各部分野ごとに、それぞれ施策に沿って整理しています。それでは、要求の主な事業概要について説明します。

6ページを御覧ください。

まず、上から2番目の地域活力づくり総合補助金3億2,500万円です。地域活力の維持や発展を図るため、魅力ある地域づくりや地域資源を活用した仕事場の場づくり、地域経済や社会の活性化など、新たな活力を生み出す地域の特色ある取組に対して支援するものです。

次に、二つ下のふるさと大分U I Jターン推進事業1億7,098万4千円です。本県へのU I Jターンを促進するため、移住相談員等の配置をはじめ、移住相談会の開催やお試し移住施設の利用促進などを実施し、市町村と連携して、引き続き移住者への支援に取り組みます。

7ページをお開きください。

上から4番目の県立総合文化センター機能向上改修事業4億8,285万5千円です。本県の芸術文化活動の拠点として魅力をさらに高めるため、令和5年度の総合文化センター天井脱落防止工事による長期休館期間にあわせ、女性用トイレの増設や照明設備のデジタル制御化など、利便性や機能の向上に向けた改修を行うものです。

一つ下のツール・ド・九州推進事業9,325万2千円です。国際スポーツ大会を活用した地域活性化を推進するため、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州2023の開催に向け、受入態勢の整備や情報発信などに取り組

むとともに、大会の盛上げや県内外からの誘客を図るものです。

次に、二つ下の大分空港海上アクセス整備事業40億6,112万円です。大分空港へのアクセス時間を短縮し、観光やビジネスにおける利便性を高め、地方創生を加速するため、ホバークラフトの調達や発着地の整備を計画的に行っていきます。

一つ下のM a a S (マース) 推進事業1,151万9千円です。大分空港の利便性向上を図り、空港の魅力を高めていくため、大分空港を起点としたM a a Sの取組を拡充するものです。

最後に8ページを御覧ください。

廃止事業の一覧です。上から1番目の都市圏女性移住促進事業及び2番目の東アジア文化都市2022大分県開催事業については、事業目的が達成されたため廃止するものです。

3番目のラグビーワールドカップ2019レガシー継承事業、4番目の公共交通活性化促進事業、5番目の大分空港を起点としたM a a S実証事業については、事務事業評価の結果や事業目的を達成したことを踏まえ、別事業に組み替えて要求しています。

以上が令和5年度当初予算の要求状況です。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありませんか。

小嶋委員 骨格予算であることは理解していますが、予算の1番、2番で昨年度と比較すると3分の2程度の予算要求となっています。この地域活力づくり総合補助金は、各振興局単位でも取り組まれています。それぞれの振興局でこの総合補助金を活用したいという要望が、この程度しか上がっていないのか。

ネットワーク・コミュニティ推進事業も非常に重要な中身だと思いますが、予算が減じられていることが見て取れるので、その辺の事情、理由などについて明らかにできるものがあればお願いします。

柴北おおいた創生推進課長 今回は骨格予算として、年度当初から取り組まなければならないものについて要求しています。ネットワーク・コミュニティ推進事業についても、地域活力づ

くり総合補助金についても、その辺は漏れがないようにしています。残りはまた、肉付け予算のときに検討したいと思っています。

小嶋委員 それでは、各地域の取組いかんによっては、後で補正予算が出てくる可能性があるとの理解でいいですね。（「はい」と言う者あり）分かりました。

末宗委員 これは企画振興部がよく分からんけど、日本の今一番大きな問題は人口減少だよ。広瀬知事も苦労していて、なかなか斬新で奇抜なアイデアは難しいけど、もう切羽詰まってきた気がするよ。そこら辺の考え方はどうか。今どうなっているのかな。

大塚企画振興部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。危機感は我々も持っています。今我々としては社会増、それと自然増の両方から、当然、企画振興部だけではなく、各部がそれぞれ施策を立ててやっている状況です。

末宗委員 奇抜なアイデアは出んのかな。突飛なアイデアは。

大塚企画振興部長 できることは本当に何でもやろうということで、もう我々も民間の事業だとか、あるいは他県、他市の事業、いろんな人口の伸び方も含めて分析しながら、何か参考にできるところがないかなと、アンテナを高くしてやっています。

その中で、例えば今、IT関連の仕事がたくさん増えていて、これからますます増えるし、企業からもニーズがある。ここに着目して、私どもは県外の方がITを勉強して、そのまま大分に就職先をマッチングさせるITスキルアップの移住政策をやっています。これは他県では、どこもやっていないので非常に好調です。昨年基本的には50人の定員に対して、家族も含めて多くの皆さんが移住を果たしている。今年も同じ50人枠で募集し、今49人でそれ以上の応募がありますが、本当にしっかり大分まで来てやってくれるのかと、人を見極めた上で最終決定します。今年もまた多くの方に、家族と一緒に大分に来ていただけるように、やっているつもりです。（「分かった」と言う者あり）

今吉委員長 ちょっと1点いいですか。今の移

住ですが、毎年県が各市町村別に移住の統計を取るじゃないですか。あの基準がどうも市町村によって、てんでんばらばらなんです。極端に言うと中津市なんかは、旧市内は入れないとか、郡部しか入れないとか、そういう基準はもっと統一しないと、数字の把握がなかなか難しいんじゃないかと思いますが、そこはどうでしょうか。

大塚企画振興部長 これはなかなか難しく、本当は我々も市町村とそこを合わせていきたいところですが、市町村の考え方を一律で県が縛ると、やはり市町村にはそれぞれの事情があって、なかなかそこはうまくいっていません。ただ中津市については、以前は委員長がおっしゃるとおりでしたが、今は中心部についてもカウントするようになっていきます。

今吉委員長 変わったんですね。分かりました。

小嶋委員 後で説明があるかもしれませんが、Ma a Sが廃止事業の扱いで、令和4年度の単年度事業として実施したので、令和5年度は少し予算を増やして行うようですが、実質的には何も変わらないのではないかと思います。多分充実はすると思いますが、変わる中身で何かあればお願いします。

比護交通政策課長 御質問いただきありがとうございます。Ma a Sに関して、委員おっしゃるとおり、正に今年実証事業をやっており、これを踏まえて課題も整理しながら、さらに空港を起点としたMa a Sであり、また、県内のほかのMa a Sとの連携とか、九州Ma a Sとか、そういったことを踏まえて取組を拡大していこうと話をしています。

取組拡大の具体的な中身は、新たにどの事業者と組んでMa a Sを入れるとか、あとは同じ事業者の中でも、いろんな電子チケットを新たに入れていこうとか、そういった動きをいろいろ拡大していくものですから、単に今年と変わらないというよりは、メニューもエリアも事業者も増えていくものとして認識いただければと思います。（「後ほど詳しく説明します」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員の方ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

木田委員外議員 これはまた、肉付け予算に向けて検討になると思いますが、今、取りあえず移住や何かの施策が入っています。転職なき移住の対策ですね、そういったメニューも肉付け予算に向けて研究していただきたいと思います。

身内の話で恐縮ですが、やはり今、テレワークがめちゃくちゃ多くて、うちの子どもが今度転居するんです。今、東京23区内にいますが夫婦ともだんだんテレワークになって、年に1回本社に行けばいいぐらいの感じで、もう東京から出るということです。大分まで来られずに、本当に部長には申し訳ないですが、関西ぐらいに引っ越します。いろんな東京の会社もほとんど居住要件がなくなったのかなと思うんです。だから、何かそういうメニューをつくって大分に来ていただく。移住して大分で地域の課題解決にも貢献してもらえそうなメニューを肉付け予算に向けて研究していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今吉委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次の②と③について、説明をお願いします。

柴北おおいた創生推進課長 資料9ページを御覧ください。

次期離島振興計画の策定について説明します。本県には七つの離島があり、離島振興対策の実施地域として、姫島地域と津久見市の保戸島や佐伯市の大入島など6島が属する豊後諸島地域があります。こういった離島の振興を図るため、昭和28年に離島振興法が制定されています。

県でも離島振興法に基づき、大分県離島振興計画を策定し、住民が安心して暮らすことができるよう、基幹産業である水産業をはじめとする産業生産基盤や生活環境の整備を推進してきました。この計画に基づく、例えば港湾整備に係る国庫補助のかさ上げや離島活性化交付金での観光振興、企業の設備投資に係る税制優遇などを受けることができるようになります。

この法律は10年間の時限立法であり、本年

度が現行法の最終年度となっているため法改正が国会で審議されてきましたが、去る11月18日に成立しています。

2の令和4年離島振興法の改正点についてですが、今回の法改正では目的の改正として、離島が担う国民の利益の保護や増進を目的として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用や、離島と継続的な関係を有する島外人材の活用について明記されました。また、都道府県の責務として、離島振興のために必要な施策の策定及び実施や市町村相互間の連携の確保、情報の提供その他の援助について明記されました。

また、離島振興計画の記載事項の充実を図るため、離島振興に関する目標、計画期間、計画の達成状況の評価を計画に定めるべき事項として追加されています。さらに、離島に対する配慮規定の充実として、医療確保や交通と通信手段の確保、教育の充実等について配慮すべき規定として追加されたほか、有効期限を令和15年3月31日まで延長したことや、令和5年4月1日から施行することが定められています。

3の新たな離島振興計画の策定ですが、国が離島振興法に基づき、離島振興の在り方を示す離島振興基本方針を策定しますが、この基本方針に基づき離島振興計画を策定するよう定められています。この方針と対象地域の2市1村が作成する振興計画案や住民意見等を踏まえ、令和5年3月までに県の振興計画を策定した後、関係大臣に提出することとなります。

なお計画策定については、今後の国のスケジュールに沿って、関係自治体や庁内関係各課との協議、パブリックコメント等の意見を踏まえて作業を進め、来年の第1回定例会の総務企画委員会にて計画案を説明したいと考えています。**比護交通政策課長** 資料の11ページをお開きください。

ホーバークラフト旅客ターミナル施設の管理運営について報告します。まずは、大分市西大分と大分空港における発着地整備の状況について報告します。

大分市側では、去る10月10日に今吉委員長、吉竹副委員長など県議会議員の皆様をはじめ

め、多くの来賓の御臨席の下、旅客ターミナルの起工式を滞りなく執り行うことができました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。来年12月の竣工に向け、着実に工事を進めています。また、空港側についても先行実施していた防音施設の工事が間もなく完了します。その後、ターミナル上屋や航走路等の工事に着手する予定にしており、大分市側と同じく来年12月の竣工に向けて作業を進めています。

次に、資料の12ページを御覧ください。

旅客ターミナル施設の概要等について説明します。まず大分市側についてですが、ターミナル棟、艇庫棟、駐車場、斜路、歩廊、展望スロープ等で構成されており、ターミナル棟には、待合スペースのほか、カフェや物販を設置します。さらに、発着地周辺の自治会や障がいのある方などからいただいた御意見を踏まえ、バリアフリートイレや授乳室等を設置することとしています。また、艇庫にはホーバークラフト3隻を格納できるスペースを確保し、メンテナンスを行うための機械設備を整備します。

次に、大分空港側ですがイメージ図左下のよう、空港からのスムーズなアクセスを確保したターミナル棟及び航走路等で構成されています。ターミナル棟には、大分市側と同様、バリアフリートイレや授乳室を設置することとしています。これらの施設の管理運営については、民間ノウハウを活用した利用者の満足度向上など、経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を検討していきたいと考えています。

ホーバークラフト運航開始に向けて、引き続き着実に取組を進めていきます。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありませんか。

原田委員 ちょっと確認ですが、これはホーバークラフトを運営する第一交通という意味ですか、それともターミナルだけの運営という意味ですか。

比護交通政策課長 こちらについては、ターミナル施設の管理運営です。

鷺海委員 ホーバークラフトの完成が、1隻が来年の令和5年7月に完成と聞いていましたが、

この建物は順調に行くのかと思いますが、その進捗状況について少し教えてください。

比護交通政策課長 こちらは御指摘のとおり、ホーバークラフトの1隻目の引渡しについては来年7月に、以後順次、2隻目、3隻目の引渡しとなっています。

ターミナル施設については、施設全体が竣工して供用開始できる状態になるのは12月ですが、こうした船の引渡しにあわせるように、まずは艇庫の部分については、最低7月にはそれが運用できるようにするとか、そうしたところを調整しながら支障が生じないように全体として進めています。（「はい、ありがとうございました」と言う者あり）

戸高委員 空港側の待合スペースは、ちゃんと室内にあるんですね。すみません、イメージ図だけでは分からないので。

比護交通政策課長 ターミナル棟の中に待合スペース等があります。他方で、空港自体にもターミナルと大きなところもあるので、どこまでの大きさがいるかを勘案しながら、これぐらいのサイズということで、大分市側に比べれば若干コンパクトなサイズになっています。

大塚企画振興部長 ちょっと補足させていただきます。当然、建物の中です。これはガラス張りになっているので、透明感がありますけど。

戸高委員 別に外だとは思っていないので大丈夫です。多分、今の空港棟の待合室と兼用する考え方もあるのかなと思いましたが、実際今の空港自体が、本当に稼働が激しくなると、すごく乗る人が多くて待合スペースでいっぱいになるんですね。今度は降りる人もまたここで待つとなると、プールするのがすごくきついかなど。今の空港の許容範囲ではありますが、非常に難しいなと考えていたので、少しその辺で人の流れとかを計算して造り上げてほしいと思うので、よろしくお願いします。

もう1点、離島振興の計画の部分で、特に離島をつなぐ航路の部分で、内地側というか、姫島であれば国東側、大入島であれば、佐伯の港といった、つなぐ内地側の港湾整備などの課題がちょこちょこあるんですね。だから、そうい

った計画もしっかり網羅していつているのかについて確認です。

柴北おおいた創生推進課長 港湾整備は、関係する姫島村、佐伯市、津久見市が計画に盛り込んでくると、その辺の意見も聞いて作成していくこととしています。

今吉委員長 1点だけ、例の旅客ターミナルですが、これは完成するのが来年度の12月でいいですか。

比護交通政策課長 御指摘のとおり、ターミナル全体の竣工が12月になります。

今吉委員長 そしてホーバークラフトがそれに合わせて12月から運航ですね。

比護交通政策課長 ホーバークラフトについては、来年度中の運航となります。正直に申し上げますと12月に完成して、即運航にはならないかと思えます。ターミナル内の運用などを準備した上で、支障ないように運航していきたいと思えます。

今吉委員長 指定管理もありますからね。

ほかにありませんか。

小嶋委員 もう1点だけ。さきほどの予算説明に、約40億円で大分空港海上アクセス整備事業とあり、その中にホーバークラフトの調達と書いてあって、今1隻目がもうすぐ出来上がるんですね。これは1隻いくらだったですかね。多分3隻購入で、年度ごとに変わるのかも知れませんが、1隻の単価がどれくらいだったか教えてください。

比護交通政策課長 船舶購入費については、3隻合わせて41億6千万円で計上しているので、船舶そのもの以外もかかりますが、全体としては1隻当たり15億円弱になります。

今吉委員長 ほかに委員の方ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

古手川副議長 離島振興計画の件で一つお願いです。市や村が計画案を作成するときに、その辺の情報を教えていただくとありがたいので、適宜報告をお願いします。

今吉委員長 ほかに質疑もないので、④と⑤について説明をお願いします。

比護交通政策課長 資料の13ページをお開きください。

大分空港を起点としたMa a S実証実験について、今年度の取組を報告します。本県でのMa a Sの導入については、大分空港を起点としたシームレスな移動の実現や、観光や商業との連携、インバウンド対策、今後につながる分析の4点を実証実験の方針と定め、本年7月に提案競技を実施しています。

審査の結果、JR九州を軸とした共同企業体を選定され、提案によりmy route（マイルート）というアプリを使用することとなりました。my routeは、九州各県が行う実証実験などでも実績のあるアプリです。

次の14ページをお開きください。

実証実験の期間についてですが、令和5年1月12日から令和5年3月31日を予定しています。実証実験において提供するサービスですが、本県ではこのmy routeにより、目的地までのルート検索、利用する交通機関の提供などの検索機能に加え、エアライナーなど大分空港アクセスバス乗車券や路線バスの1日乗り放題乗車券などをデジタルチケットとして販売します。また、タクシー配車アプリと連携したり、アプリを通じてレンタカーの予約や決済なども可能にする予定としています。

次の15ページをお開きください。

実証実験後についてですが、これを実装につなげていく必要があります。今後は、さらに多くの観光施設や商業施設、宿泊施設などと連携したり、対応エリアを県下全域に拡大したりと、より利用する方のニーズに応えられるよう、取組を進めていきたいと考えています。また現在、九州全域をエリアとしたMa a Sの展開に向けた検討も始まっています。最新の潮流を捉えつつ、しっかりと実証実験を行い、他地域とも連携しながら持続可能なMa a Sの構築を目指します。

続いて、資料の16ページをお開きください。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の期間延長について報告します。本事業は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料価格高騰によ

り厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス及びタクシーの各事業者に対し、各燃料費の県内市場価格と過去3年平均の差額に対して費用の一部を助成するもので、6月補正予算により事業化したものです。

補助対象期間については、当初国の激変緩和事業に合わせ、令和4年4月から9月末までの間としていましたが、国は9月に一旦令和4年12月末まで延長する方針を示し、その後10月には、令和5年3月まで延長する方針を示したことから、県も同様に来年3月まで延長したいと考えています。

資料中ほどの6月補正予算時の支援スキームを御覧ください。支援の内容ですが、現在のところ乗合バスは軽油車を対象に、使用した軽油1リットル当たり20円を上限として、タクシーはLPガス車を対象に、使用したLPガス1リットル当たり10円を上限として、ガソリン車や軽油車の場合、1リットル当たり20円を上限として助成しています。

来年3月までの支援スキームとしては、補助単価は現在の県内市場価格から勘案し、現行スキームの単価を維持する考えです。引き続き、地域公共交通の維持、確保に向けた支援をしっかりと行います。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありませんか。

原田委員 Ma a Sですが、先日、総務企画委員会の県外調査でいわき市に行って、いわき版Ma a Sの話をお聞きしました。ちょっと私の印象としては、市街地でしか成り立たないと言うか、大分空港を起点とすれば、大分空港から湯布院とか別府、大分とか観光地を結ぶ既定路線でしかできないんじゃないかと思ったんですよね。私が言いたいのは、地域公共交通として考えるよりも、中心市街地の便利な機能というイメージを持ってしまいましたが、いかがですか。

比護交通政策課長 Ma a Sについては、おっしゃるとおりいろんな面があります。例えば、観光とか広域移動とかを考えていくと、そういう面が色濃く出がちですが、他方でMa a Sは、

交通とさまざまな施設との連携が視野に入っています。例えばコミュニティバス、使いづらい場所だけ使っている地域があったりする。そうすると、そのコミュニティバスと、行った先の——例えば、まちの中心部だったりしますが、そういう施設とか連携して、これに乗ってそこに行こうとする。そうすると、ちょっと割引を受けられるとか、そういう中心部だけじゃなくて、周辺地域も含めた連携があってこそその県下のサービス提供だと思っています。

そのためには、やはり特に小さな事業者にとっては、導入するために電子チケットを整備したり、いろいろ費用もかかってくるので、そういったものをしっかりサポートしながら、中心部だけじゃなくて、広く地域の方が使えるものを目指す。まずは実証実験の結果を見て、しっかり課題を解決するべく準備していきます。

原田委員 楽しみにしています。my routeのアプリを今ダウンロードしました。これから使えるときは、ぜひ使いたいと思います。

小嶋委員 Ma a Sの実証実験は1年間でいいですかね。予算的にはそうだと思いますが、この実証実験は、空港を中心に実証をされると受け止めています。将来的には15ページにあるように、いろんな地域との関わりが出てきますよね。こういうものがちょっと私、原田委員のようにイメージできていないので、例えば、県外から来た人が空港に行きたいとき、あるいは県外から来た人が空港から大分市まで来るときに、どういう流れになるのか。いま一つイメージが湧かないので、その点いかがでしょうか。

比護交通政策課長 まず事業については、今回来年度の予算を見据えて、サービスが途中で途切れず、アクセスが続いていくように予算を確保していきます。

その上でイメージについては、どのタイミングで検索をしてチケットを買っていくかによりますが、例えば空港に着いてスマートフォンが使えるようになったと。そうしたときに、大分市内のどこそこまで行きたいと、まずmy routeで目的地の検索をします。そうすると行き方として、いくつか選択肢が表示されます。

例えば一つ目にエアライナーで大分駅まで行き、そこから路線バスに乗り換えると出る。それを選択すると、そのチケットを購入する画面に移っていくことになります。物によってはエアライナーの購入部分と、そこから先でだんだん分かれたりしますが、いずれにしてもスマートフォンの画面上で購入まで進んでいく。購入できれば電子チケットがスマートフォンの中に入って、乗車時にそれを見せて、あくまでもスマートフォンの中で検索、決済、乗るところまで完結するような流れになります。

多分この機能は、検索はできるけど対応していないサービスを使うような結果になれば、そこで不便が生じます。なので、いろいろな交通網、ここでもバスだけじゃなくて、レンタカーといった話もしましたが、そういう手段——当然ホーバークラフトが出てくれば、ホーバークラフトも含めて、そこで完結できるよう形を整えるのが、利便性向上のために非常に重要だと思っています。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 総務企画委員会でいわき市に視察に行き、いわき版M a a Sを見たときに、原田委員が言ったように、いわき市はもっと細かく、地域の人々の交通手段確保をずっとやっていた。今回、この大分空港を中心にしたM a a Sですけれども、所期の目的を達成したとあって、廃止にしてまた作り替えています。地域の住民のためにも、そこがもう少しあった方がいいかなと思うんです。高齢者が増えると、免許返納して役所にも行けない実態もあるので、できれば大分空港中心の広域もあるけど、やはり地域のM a a S的なこともお願いしたいと思います。

ほかに委員の方で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、⑥と⑦について説明をお願いします。

足立芸術文化スポーツ振興課長 資料17ページを御覧ください。

大分トリニータのシーズン結果について報告します。県議会議員の皆様におかれては、大分トリニータを支援する議員連盟を組織していただくなど、日頃から大分トリニータへ御支援をいただいております、心からお礼申し上げます。

大分トリニータは、10月30日のJ1参入プレーオフに進出しましたが、1回戦で敗退しました。その敗退をもって今シーズンの活動が終了しましたが、資料左側のJ2順位表にあるように、今シーズンの大分トリニータは、1年でのJ1復帰を目標にスタートしましたが、残念ながらJ1復帰を果たすことができませんでした。

他方、資料右側のJ2観客動員数です。今シーズンもコロナ禍の中でしたが、ホームゲームの平均入場者数は6,618人で、多くの方に試合会場まで足を運んでいただきました。こうした中、先月29日、大分トリニータを支える県民会議役員会を開催し、来シーズンも引き続き、県民、経済界、行政の三位一体で支援することを確認しています。県としても、大分トリニータの活躍が県民の元気づくりにつながるよう、継続的に必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。議員の皆様におかれても、引き続きの御支援を賜りますようお願いいたします。

石井政策企画課長 資料18ページをお願いします。

大分県福岡事務所の移転完了について報告します。福岡事務所の移転については、今年6月の総務企画委員会において説明したとおり、入居ビルが老朽化により取り壊されることから、交流拠点施設d o t.（ドット）付近のオフィスビル、天神M I E Z（ミーズ）ビルへの年内の移転を目標に進めてきました。その後、内装や配線工事等の作業が順調に進み12月4日に引っ越しを終え、翌5日——今週の月曜日から新事務所での業務を開始しています。

新事務所は、お手元資料の地図、赤色のマルの位置です。その隣の緑色のマルがd o t.ですが、ここからの距離が70メートル、徒歩1分と近接していることから、移住や就職関連イベントの運営支援や会議室の活用など、一体的

で効率的な運用により一層の連携強化が図られるものと考えています。

引き続き、移住、定住の促進はもとより、観光誘客や県産品の販路拡大など、県と大都市圏をつなぐ役割を果たしていきます。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありますか。

原田委員 たびたびすみません。トリニータの順位表と観客動員数は、見事に連動するんだなと改めてこの表を見て思いましたが、昨日の大分トリニータを支援する議員連盟で、代表取締役役人気を高めるためにテレビ放映がやっぱり必要じゃないですかと話をしたんですよね。そしたら、代表取締役役から自分もNHK等に行きますし、Jリーグにもお願いしますと話があって、何のことも意味が分からなくてちょっと調べたら、テレビ局はJリーグに放送権を、放送料を支払わなきゃいけない、買わなきゃいけないみたいですね。大分で放送するときは1秒当たり250円で、2時間の試合になると180万円ぐらいかかるのかなと思ったんですが、トリニータにそれを出させるのは、今の経営状況で難しいのかなと思います。それを県として、トリニータの人気を高めるためのテレビ放映なども考えるべきじゃないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 委員の御指摘のように、いかにしてファン層を増やすかが大きな目標の一つだと思います。できるだけファンを増やすこととして、試合会場のイベントづくりだとか、いろんな小学校を訪問して、子どもたちのファンづくりとかは県として支援を。それはトリニータだけじゃなくて、プロスポーツ全体として支援しています。他方で御提案があったテレビ放映ですが、そこはやっぱり費用対効果をよく財政当局とも話して考えていきたいと思っています。

原田委員 本当はスタジアムに行けばいいんですけど、そのきっかけがなかなか持てないのかなと思ったので、発言させてもらいました。

小嶋委員 福岡事務所の3階フロアの執務室、固定概念で上席から座っていくイメージでしょ

うけど、総務企画委員会の県外調査でフリーアドレスを見ました。席を固定せず、ちょっと広めのテーブルを置いて、そこに職員の皆さんがパソコンや席を持って来るとい、オフィス改善を総務省行政管理局がやっていて、そこを見学したんです。福岡事務所の移転でもそういう形にすればよかったのではないかなと。もう後の祭りですが、企画振興部なので、そういうものを率先してはどうか。福岡事務所に行ったときに、見た人がすごいなとなるのもよかったと思いますが、今さら無理でしょうが何かあれば。**石井政策企画課長** 今回の移転にあたって、やはりそうしたオフィス改革も一応検討しました。そうした中で、まず県庁が少しそういったメリット、デメリットを先行して検討する中で、福岡事務所はそれを見据えてと言うか、確認した上で検討していこうとしています。

もう一つオフィス改革としては、やはりペーパーレス、紙を使わないことです。それは福岡事務所でも議論して、書類棚を今、右側に配置していますが、できるだけ書類棚を減らしてペーパーレス化を進めていこうと議論して、今ここに至っています。ですから、少し本庁内の議論の様子を確認しながら。またこちらの机は全く固定していないので、上をまたフラットにすればフリーアドレスも検討できると思うので、少し並行しながら検討して、さらに進めていきたいと思っています。（「はい、いいです」と言う者あり）

今吉委員長 戸高委員の一般質問でも出ましたが、部長あの画像を覚えていますか。オフィス改革について、ぜひ検討してください。

ほかに委員の方で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れ様でした。

ここで休憩します。再開は13時とします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

今吉委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として木田議員、堤議員に出席いただいています。ありがとうございます。

なお、第108号議案の審査に関連して、企画振興部の三股国際政策課長にも出席いただいています。よろしくお願ひします。

初めに、本日審査いただく案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 今吉委員長をはじめ委員の皆様には、平素から御指導ありがとうございます。

私から、まず本日審査をお願いしている案件等の概括について説明申し上げます。資料の1ページを御覧ください。

本日の委員会では、付託案件8件について審査をお願いしています。このうち、第5号報告令和4年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてですが、新しいおおいた旅割第2弾、いわゆる全国旅行支援ですが、この割引原資の増額を行うため、11月2日付けで専決処分を行ったものです。

第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）ですが、国の経済対策、原油や物価高騰を受けた県経済の影響を踏まえ、早急に対応が必要な経費を計上したものです。

第103号議案大分県個人情報保護法施行条例の制定についてです。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公共団体にも改正後の個人情報保護法が適用されることとなったことに伴い、同法において条例で定めるとされている事項等について規定する、個人情報保護法施行条例を制定するとともに現行条例を廃止するものです。

第104号議案個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備については、さきほど説明した個人情報保護法の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

第105号議案大分県職員定数条例の一部改正についてですが、これは大分県立病院における一般医療と感染症医療の両立体制を強化するため、病院局の定数を増員するものです。

第106号議案職員の給与に関する条例等の一部改正等についてですが、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重するとともに、国及び各県の給与改定等の事情を考慮し、給与改定を行うものです。

第107号議案当せん金付証券の発売についてですが、本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたって、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議会の議決をお願いするものです。

第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正については、農地法に基づく県の事務の一部について、移譲先市町村の追加等を行うこと、あわせて旅券法の一部改正に伴う関係規定の整備等を行うものです。

その他として陳情が1件です。また、諸般の報告では、令和5年度当初予算要求状況について説明します。加えて、大分県水道広域化推進プラン（案）についても説明します。

それぞれの詳細については、担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願ひします。

今吉委員長 ありがとうございます。続いて第5号報告令和4年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてのうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第5号報告令和4年度大分県一般会計補正予算（第3号）についての全般的事項と歳入について説明します。議案書は60ページからですが、タブレットの総務企画委員会資料で説明します。2ページを御覧ください。

この補正予算は、冒頭にあるとおり、新しいおおいた旅割第2弾、いわゆる全国旅行支援の割引原資の増額を行うため、11月2日付けで専決処分を行ったものです。

1の補正概要にあるとおり、補正額は25億9,731万円の増額であり、既決予算を加えたこの時点での累計額は7,346億9,603万8千円となります。また、その下の歳入の

内訳にあるとおり、財源は全額国庫支出金となっています。

主な内訳について説明します。資料3ページを御覧ください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金第6目商工費国庫補助金が全額増額となっています。これは、国の追加内示を10月21日にいただいて、旅割の対象期間がこの当時は12月20日でした。現在は12月27日までとなっています。そうしたことや一部の旅行会社や宿泊施設等において、10月下旬時点で既に配分額に到達しており、旅割の受付を停止している状況も見られたことから早期に事業着手する必要があったため、地方自治法第179条第1項に基づき専決で対応しました。

歳入についての説明は以上です。なお、本補正予算にかかる総務部関係の歳入はありません。**今吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

続いて、第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第4号）の歳入全般について説明します。総務企画委員会資料の4ページをお願いします。

今回の補正予算案は、冒頭にあるとおり国の経済対策及び円安やウクライナ情勢などの世界経済の変動による原油、物価高騰の県経済への

影響を踏まえ、県内の経済活動の活性化、省エネに向けた設備導入の支援や災害に強い県土づくりなどを推進するため、早急に対応が必要な経費について編成したものです。

補正額は、1の補正概要にあるとおり400億2,107万2千円の増額であり、既決予算を加えた累計額は7,747億1,711万円となります。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。今回補正する歳入は、地方交付税89億2,334万8千円、国庫支出金203億2,494万7千円、県債84億3千万円、その他は分担金及び負担金や諸収入で23億4,277万7千円となっています。

その主な内訳について説明します。委員会資料6ページをお開きください。

第5款地方交付税第1項地方交付税は89億2,334万8千円の増額となっています。今回の国の経済対策により、国税が増額補正されたことに伴い、地方交付税が国税の法定率に伴い増額されています。また、経済対策の歳出追加に伴う地方負担分の増への対応分として措置された35億4,822万5千円と、地方交付税の本算定による増額分が53億7,512万3千円、これを合わせて計上しています。それを今回の経済対策等に財源として活用します。

なお、この本算定で53億円増加していますが、その振替として臨時財政対策債がほぼ同額の53億1,300万円が減額されています。

委員会資料の7ページを御覧ください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は203億2,494万7千円の増額となっています。主なものとして、第5目農林水産業費国庫補助金44億8,717万7千円と、委員会資料8ページの第7目土木費国庫補助金95億8,024万5千円は、国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策及びTPP対策として実施する公共事業に充当するものです。

その一つ上の第6目商工費国庫補助金54億4,862万5千円のうち地域観光事業支援費補助金35億4,283万4千円は、国の全国旅行支援が延長されることに伴う宿泊費等の割

引原資の追加交付分を事業化するものです。

委員会資料9ページをお願いします。

第15款第1項県債84億3千万円の増額は、まず、第3目農林水産業債21億6,800万円と、次ページの第4目土木債115億7,500万円を合わせた137億4,300万円を、国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策等の公共事業の財源として発行するものです。

次の11ページを御覧ください。

第9目臨時財政対策債は、さきほど申し上げたとおり、地方交付税の振り替わりとして53億1,300万円減となったため、今回計上するものです。

その他の収入としては、公共事業の実施に伴う市町村の拠出する分担金及び負担金や中小企業金融対策費にかかる貸付金元利収入などの諸収入の増によるものです。

渡辺県有財産経営室長 第117号議案令和4年度大分県一般会計補正予算(第4号)の県有財産経営室所管分について説明します。委員会資料の12ページをお開きください。

議案書10ページを抜粋していますが、繰越しの早期承認をお願いするものです。表の中段、第8款土木費第1項土木管理費の県有建築物保全事業費で6億8,635万8千円です。これは、民間の電気、設備関係などの技術者が不足していることや、機械部品をはじめとする一部の建材で想定よりも納期に時間がかかっていることなどから、十分な工期を設けて発注するために、繰越明許費の承認をお願いするものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより裁決しますが、さきほど審査した企画振興部関係を含め一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第103号議案大分県個人情報保護法施行条例の制定について、執行部の説明を求めます。

河野県政情報課長 第103号議案大分県個人情報保護法施行条例の制定について説明します。総務企画委員会資料の13ページを御覧ください。

1の制定の趣旨ですが、令和3年5月に、社会のデジタル化に対応するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法が公布されました。下の図の左側、現行にあるように、個人情報の取扱いについては、従来、適用対象ごとに3本の法律と各地方公共団体の条例で定められてきましたが、右の見直し後にあるように、整備法により3本の法が個人情報保護法に統合され、地方公共団体についても、統合後の法において全国的な共通ルールが規定されました。そして、地方公共団体関係の施行期日は令和5年4月1日とされています。

これに伴い、制定の趣旨の3点目にあるように、改正個人情報保護法において条例で定めるとされている事項等について規定する、大分県個人情報保護法施行条例を新たに制定するとともに、現行の大分県個人情報保護条例を廃止するものです。

資料の14ページを御覧ください。

3の制定内容ですが、条例で定めるとされている事項が2点あり、手数料の関係です。まず1点目が、開示請求の項目の三つ目、保有個人情報の開示請求に係る手数料で、現行制度と同様に、請求者は写しの交付に係る実費を負担するものとし、手数料を徴収しないこととするものです。

2点目は、一番下の行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料です。これは、新たに地方公共団体に適用される制度で、注にあるように、県が保有する個人情報を匿名加工して作成した

匿名加工情報の利用について、事業者からの提案を受け付け、県との契約に基づき事業に活用するものです。この利用に係る手数料を、使用料及び手数料条例で定める額とするもので、具体的には資料に記載のとおり、政令と同額を定めるものです。

その他の事項は、各地方公共団体の実情に応じて定めることができる事項です。開示請求の項目の一つ目、保有個人情報の開示請求における不開示情報の範囲ですが、情報公開条例との整合を図るため、同条例で開示することとしている公務員の氏名等の個人情報を、改正法が定める不開示情報から除外するものです。二つ目の保有個人情報の開示請求における決定期限ですが、改正法では、開示請求があった日から30日以内とされていますが、現行条例の決定期限を維持し、14日以内とするものです。

次に、審査会の項目の一つ目は、現行条例と同様に大分県情報公開・個人情報保護審査会を開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問機関と位置付けるものです。二つ目は、個人情報の適正な取扱いを確保するために審査会に諮問できる場合として、以下の三つを規定するものです。

4の関係条例の改廃ですが、施行条例の制定に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、さきほど説明したとおり、使用料及び手数料条例を改正し、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めるものです。

5の施行期日は、整備法の施行期日である令和5年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 一つだけ。匿名加工情報のところで、利用する場合の手数料だけれども、県が所有する情報で、どういう情報を利用できると認識しているのだろうか。

河野県政情報課長 今、想定しているのは、県立学校の生徒の関係で、例えば今使っている学

習コンテンツ、問題集ですとか、そういったものの回答状況、どこが正解でどこが間違えているといった情報と、その生徒に対して、その問題について教員がどういう指導をしたかという指導情報をあわせて提供する。提供の相手方は教材会社と考えていますが、新しい教材の開発に役立てていただける、そういった想定をしています。

堤委員外議員 例えば、県立病院の場合にも、いろいろ情報があるよね。その関係はどうなるの。

河野県政情報課長 医療関係については、医療の特別法があって、そちらで対応していくことになると思うので、こちらの匿名加工情報の対応は今のところ、余り想定していないところです。（「余りとは」と言う者あり）想定していません。（「いいですよ」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第104号議案個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

河野県政情報課長 第104号議案個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について説明します。総務企画委員会資料の15ページをお開きください。

1の制定理由ですが、さきほど第103号議案において説明した、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正に伴い、関係条例3本の規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容ですが、（1）の大分県情

報公開条例の一部改正は、改正法で新設された行政機関等匿名加工情報の提供が、県と利用者との有償契約で行われるものであることから、同情報を公文書公開請求における非公開情報として規定するものです。また、審査会の所掌事務のうち個人情報の保護に係る事務について、規定の整備を行うものです。

(2)のいわゆるマイナンバー条例の一部改正は、改正法によりマイナンバー法における個人情報保護法の読替規定が地方公共団体にも直接適用されることとなるため、マイナンバー条例の読替規定を削除するもので、マイナンバーの取扱いについて、これまでと変わるものではありません。

(3)の大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正です。こちらについては、生活環境部が常任委員会で説明の上、議案を審議いただきます。条例で引用している個人情報保護法の規定の条ずれを反映するものです。

3の施行期日は、改正法の施行期日である令和5年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

戸高委員 ちょっと分からないのですが、さっき行政機関等匿名加工情報の有償契約で取得した情報を転用する場合とかは、法で規制された目的内使用から外れるとか、外れないとかの規定は示されていますか。

河野県政情報課長 匿名加工情報の提供については法で規定されていて、今回の条例の中では、そのときの手数料を定めることで盛り込んでいます。

今吉委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことですので。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第105号議案大分県職員定数条例の一部改正についてですが、本案についても、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第105号議案大分県職員定数条例の一部改正について説明します。総務企画委員会資料の16ページを御覧ください。

まず、改正の趣旨ですが、一般医療と感染症医療の両立を図るため、病院局の現行定数730人を768人に増員するものです。

次に、定数改正の概要ですが、現状と課題にあるとおり、大分県立病院は県民医療の基幹病院として、質の高い医療を提供し続ける責務があります。これまでのコロナ対応においては、感染症病床を稼働する際は、平常時は職員を配置していないため一般病棟を縮小、閉鎖して人員を割かざるを得ない事態が生じ、感染症拡大の規模によっては一般医療と感染症医療の両立が困難な状況となっていました。

そこで、その下の対応案の左側、感染症病床稼働時の配置案ですが、医師1人と看護師35人、さらにECMO（エクモ）に対応できる臨床工学技士2人を配置します。右側は通常時の配置案です。医師1人と看護師は黒丸のとおり循環器内科を中心とした病棟に16人、救命救急センターに5人、さらには、ロボット手術の導入に伴い手術室に3人増員などを行います。

左下は人件費の想定です。人件費は概算で3億1,500万円ほど増加しますが、増員で得られる診療報酬の加算額は2億8,500万円ほどです。収支差は約3千万円の赤字ですが、一般医療と感染症医療の両立に必要な増員であり、病院の経営努力でカバーしたいと考えています。

最後にスケジュールですが、本定例会で承認いただければ令和5年1月以降、少しでも早く

看護師の募集を開始したいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

堤委員外議員 非稼働時の配置で、これは配置していますね。今それが急にコロナの第8波で感染症が増えてきていますね、大体1, 100人とか1, 200人ぐらい。そうすると、重症患者が増えてきたとして、ほかの業務をやっている方が、30人とか25人が、こっちに移るわけでしょう。そういうのは業務的には大丈夫なのかな、県立病院じゃないので人事課では分からないかな。

井下人事課長 病院局での説明によると、第7波のとき、かなり大分県内でも感染状況が拡大していましたが、そういった事態が仮に起こったとしても、対応し得る人員として38人を定数条例において増員したいと考えています。（「はい、いいですよ」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員外議員ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

なお、本案についても福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第106号議案職員の給与に関する条例等の一部改正等について、執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第106号議案職員の給与に関する条例等の一部改正等について説明します。総務企画委員会資料の17ページを御覧ください。

給与改定については、人事委員会が毎年地方公務員法の趣旨を踏まえ、県内民間と県職員の

給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告する仕組みとなっています。今年度は月例給、ボーナス共に県職員が民間を下回っている状況があったので、人事委員会から引上げの勧告を受けました。その勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、給与改定を行うものです。

最初に、項目1の職員の給与に関する条例の一部改正について説明します。まず、(1)の給料表についてですが、国家公務員については人事院から、若年層に重点を置いて平均0.23%引き上げた俸給表が勧告されましたが、本県においては、人事院勧告に準じて改定しただけでは、県内民間との公民較差である0.39%が解消できない状況となっていたため、人事委員会が他県の例を参考に、人事院勧告による俸給表に一律0.16%を上乗せした給料表とすることが適当と判断し、その旨の勧告が行われましたので、人事委員会勧告どおりの引上げ改定を行うものです。

次に、(2)の期末手当及び勤勉手当についてです。年間の支給割合を0.1月分引き上げて勤勉手当に配分するものです。なお、令和4年6月期については既に支給されているので、令和4年12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、一般職員については現行0.95月から1.05月とし、部次長級に相当する特定管理職員については現行1.15月から1.25月とするものです。

また、令和5年度以降については、支給月数を6月期、12月期共に勤勉手当の支給率が均等になるよう一般職員は1.00月、特定管理職員は1.20月に改正するものです。

次に、(3)の初任給調整手当についてですが、人事委員会勧告において、特に長年に渡り採用予定者数を満たすことができていない獣医師の確保策をさらに検討する必要があると言及されていたことから、他県の動向等も考慮の上、獣医師に対する上限支給月額を、現行の3万円から4万5千円に引き上げるものです。

最後に、(4)の通勤手当については、長距離通勤者の負担軽減のため、旅費制度の見直し

により生じた財源を活用して、長距離通勤者にとって負担の大きい、特別急行列車料金及び高速道路利用料金に係る支給方法の見直しを行うものです。具体的には、現行において特別急行列車料金については6か月定期による額の5分の4、高速道路利用料金については、月21回の通勤に必要な料金に相当する額の5分の4を支給することとしています。それぞれの全額を支給することとするものです。

次に、説明資料の18ページを御覧ください。

項目2の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び項目3の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正についてです。それぞれ、項目1と同様、人事委員会勧告のとおり給料表及び期末手当について引き上げるものです。

次に、説明資料の19ページをお開きください。

項目4の特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正及び項目5の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてです。

特別職の常勤職員等の給与については、国の特別職及び本県一般職の改定状況を考慮して、期末手当を年間0.05月分引き上げるものです。具体的には、令和4年12月期の支給割合を現行1.625月から1.675月とし、令和5年度以降の支給割合については6月期、12月期ともに1.65月とするものです。また給料月額等の減額措置については、今回を含めたこれまでの一般職員の改定状況を勘案し、廃止するものです。

次に、説明資料の20ページを御覧ください。

項目6の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正についてです。パートタイム会計年度任用職員については、地方自治法上、期末手当は支給できますが、勤勉手当が支給できない取扱いです。今回のように正規職員の勤勉手当が引き上げられる場合の対応が課題となっていました。そこで、他県の動向等を確認したところ、正規職員のボーナスの年間総支給月数に比例させた形で0.05月引き上げることと

している県が一定程度確認されたことから、本県においてもパートタイム会計年度任用職員の期末手当を0.05月引き上げるものです。

次に、項目7の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。現在のところ該当者はいませんが、項目1に準じて給料表を引き上げるものです。

次に、説明資料の21ページをお開きください。

項目8の職員等の旅費に関する条例の一部改正及び項目9の各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてです。まず、項目8についてですが、公務旅行に際して、地域内を巡回する場合の交通費や通信連絡費を賄うことを目的として支給される定額の旅行雑費について見直し、これにより生じた財源を、項目1の(4)で説明した通勤手当の改善に充てることとするものです。

また、これに伴い項目9について、一般職員の旅行雑費の規定を根拠としている、各種委員会委員に対する旅行雑費についても同様に見直すものです。

次に、項目10の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてです。主に技術職種で、人事異動に伴い適用される給料表が変わることがありますが、現行の国準拠の規定では、このように給料表が変わったことのある職員が、定年引上げに伴い60歳以降も退職せず継続任用され、最終的に退職して退職手当を受給した場合、60歳時点で退職した場合よりも退職手当額が不利となるケースがあることから、他県の動向等を考慮の上、このような不利益が生じないよう規定整備を行うものです。

次に、項目11の特別職の常勤職員の退職手当に関する条例の一部改正についてです。平成27年度の給与制度の総合的見直しの際に、一般職については、退職手当の水準維持のための措置が講じられたこととの均衡から、特別職についても、附則により水準維持のための措置が講じられています。今回、項目4で説明した給料の減額措置を廃止することから、この措置についても廃止するものです。

次に、説明資料の22ページを御覧ください。

項目12から項目15については、以上の改正に伴う規定の整備等を行うものです。以上のほか、施行期日や適用日に係る附則を記載しています。

施行期日については、公布日での施行とし、獣医師に対する初任給調整手当の引上げ等については、令和5年4月1日からの施行をお願いしたいと考えています。また、適用日については、給料表の改定は令和4年4月1日からの適用、令和4年12月に支給される一般職及び特別職のボーナスの改定は、基準日である令和4年12月1日からの適用をお願いしたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

末宗委員 簡単でいいんや。要するに一般職員のボーナスが、年間何か月分かがまず1点。それと退職金が今、定年延長とかいろいろな嘱託とかがあって、今いつの時点で、通常もらって終了しよるのか、ちょっとそこら辺を教えて。最後に、初任給の高校と大学はいくらか。それだけ教えて。

井下人事課長 年間の期末勤勉手当の分については、今回議決をいただくと、年間で4.40月になります。（「4.4ね」と言う者あり）はい、年間です。（「退職金は、いつの時点になるの」と言う者あり）今現在は60歳で退職する時点での退職金の支給になりますが、定年引上げに伴って65歳まで継続任用ができる形に令和5年からなるように条例改正されています。そうすると65歳で退職した時点で退職手当が支給される形になります。（「それまで払えないわけね」と言う者あり）そのような条例の記載でして、これは大分県だけでなく全国一律の取扱いとなっています。

末宗委員 それと来年の初任給の高校と大学。

今吉委員長 分かりますか。資料がありますか。

井下人事課長 すみません、給料表の1級9号級と1級29号級なんですけど、その改定後の金額を持ち合わせていませんので、後で報告しま

す。

今吉委員長 後でいいですか。（「いいよ」と言う者あり）では、後で報告してください。

ほかに委員で質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 総務企画委員会資料の23ページで説明します。

第107号議案当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売についてです。宝くじについては、当せん金付証券法により、都道府県及び指定都市が公共事業等の費用に充てるための資金を調達する場合に、その発売が認められています。地方公共団体ごとの売上額の約4割がその団体の収入となり、本県の宝くじ収入は令和3年度の決算で約31億円となっています。

今回の議案は、令和5年度に本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたって、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議会の議決をお願いするものです。

令和5年度の発売限度額については、全国の発売計画額や直近の売上実績等を勘案して見積もっており、令和4年度より1億円多い114億円としています。主な増減理由は、ジャンボ宝くじやインターネット専用くじの全国発売計画額の増額等によるものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

末宗委員 ちょっと忘れたけど、今の説明で4割ぐらい県の利益になると言ったんだよね――

そうだったかなと思って。競輪とか競馬よりうんともうけるんだなと思って。

高木財政課長 そうですね、宝くじは、競輪や競馬に比べると確かに還元率は低いです。基本的に宝くじの発売額から当選金の額を引いて、そしてこの事務を請け負っている——みずほ銀行がしていますが、そちらの発売の経費を差し引いた残りを各都道府県の発売実績に応じて収入としていただいています。

末宗委員 県にいくら入るのかな。

高木財政課長 さきほど申しましたが、令和3年度で言うと、当県で発売されたのが大体81億円ほどで、収入として入ってきたのが31億円、約4割というところ。（「4割だね、分かった」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員で質疑はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。
〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

曾根田市町村振興課長 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について説明します。資料24ページをお開きください。

今回は、三つの条例を改正するものです。まず一つ目の第1条ですが、大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正です。本条例は、住民に身近なサービスを身近な市町村が提供することができるよう、地方自治法の規定に基づいて、県の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする範囲等を定めているものです。

今回改正には2点あり、まず、1の権限移譲

先市町村の追加ですが、農地法に基づく県の事務の一部について、市町村との協議が整ったことにより、(2)の一つ目のマルにあるとおり移譲先として新たに佐伯市を追加します。また二つ目のマルにあるとおり、既に移譲済みの豊後大野市について、農地転用に係る面積の上限を2ヘクタールから4ヘクタールに拡大するものです。移譲する事務は、農地又は採草放牧地の転用許可や現地調査等です。

2の法改正に伴う移譲事務の規定整備です。今回旅券法が改正され、パスポートの電子申請が可能となるとともに、査証欄の増補の廃止や未交付の旅券の発行経費の徴収が規定されたのにあわせて、市町村に既に移譲している業務の内容について規定を整備します。実質的な移譲事務の追加はありません。

次の25ページを御覧ください。

二つ目の第2条についてですが、大分県使用料及び手数料条例の一部改正です。さきほどの旅券法の改正に伴う条例改正後の業務内容にあわせて、それぞれの手数料を削除、新設するものです。

三つ目の第3条ですが、大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正です。本条例は、本人確認情報の提供等が可能な事務の範囲等を定めた条例です。こちらでも旅券法の改正に伴う条例改正にあわせ、本人確認情報を提供できる事務から査証欄の増補の規定を削除するものです。

最後に施行期日ですが、旅券法の改正に伴うものは、法律の施行日である令和5年3月27日とし、農地法に関する改正については令和5年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

なお、三股国際政策課長はここで退室します。お疲れ様でした。

ここで、さきほど第106号議案の質疑で答弁ができなかったことについて、執行部の回答が整ったようなのでお願いします。

井下人事課長 さきほど末宗委員から質問があった、議決を経た後の初任給がどうなるかです。高卒程度では15万4,900円が15万9,200円で4,300円の増です。上級職については18万8,700円が19万2千円で3,300円の増です。（「安いんやね。分かった」と言う者あり）

今吉委員長 ありがとうございます。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

藤川行政企画課長 委員会資料の26ページをお開きください。ピンク色の陳情文書表では51になります。

民主主義、立憲主義の基盤である思想・良心の自由と請願権を守ることを求める陳情について説明します。

最初に、陳情の趣旨から申し上げます。本陳情は、令和4年9月に富山市議会において富山市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関係団体と一切関係を断つ決議が可決されたことを受け、大分県及び大分県議会において、特定宗教団体等との関係を遮断する内容の宣言や決議をしないこと並びに大分県及び大分県議会において、議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないことを求めるものです。

知事部局では、陳情書にあるようなことを行うことは現時点では考えていませんが、憲法第20条第3項で政教分離の原則が定められてお

り、過去の判例では、行為の目的が宗教的意義を持ち、かつ効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような場合は、政教分離違反と認定されていることから、今後も適正に判断していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、委員の皆様から質疑や意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

まず、①の令和5年度当初予算要求状況について説明をお願いします。

若林総務部長 それでは、総務部の関係する令和5年度当初予算の要求状況について説明します。総務企画委員会資料の27ページをお開きください。

総務部では、安心・活力・発展プラン2015や行財政改革推進計画に基づき、行財政基盤の強化を目的とした事業について要求しています。

まず、要求額についてですが、一番上の表の左から2番目にあるとおり、人件費を除く事業費は1,602億9,006万6千円です。令和4年度当初予算額と比較すると45億4,682万8千円の増、率にしてプラス2.9%です。これは税収の増に伴う、市町村に対する税収見合交付金や地方消費税清算金の増などによるものです。

主な事業概要です。次の28ページをお開きください。

まず、1段目の県有建築物保全事業15億円ですが、県有建築物を長期にわたり安全、安心な状態で活用するとともに、長寿命化等によってコストを縮減するため、施設改修の一元的な管理と計画的な保全工事を実施するものです。

2段目にある次世代型情報システム基盤整備事業7,274万9千円は、情報システム間の

ファイル連携やデータの蓄積、庁内でのデータの活用を推進するため、県の情報システム基盤環境の整備、活用を実施するものです。

3段目の行政手続電子化推進事業2, 496万5千円は、県民がいつでもどこでも簡単にオンラインで行政手続できるようにするため、オンライン決済機能等を備えた電子申請システムを利用し、行政手続の電子化を推進するものです。

4段目のキャッシュレス対応推進事業9, 864万9千円は、県民の利便性向上や県の業務効率化に資するため、窓口公金収納に係るキャッシュレス対応を推進するものです。

5段目の県有財産総合経営推進事業1億1,574万9千円は、行財政基盤を強化するため、県有財産の総合的マネジメントを推進し、未利用財産等の積極的な利活用に取り組むとともに、老朽化している別府総合庁舎の建替工事に係る実施設計を行う経費です。

最後に廃止事業について、次の29ページで説明します。

1段目の参議院議員選挙執行経費6億7,805万8千円及び2段目の参議院議員選挙臨時啓発事業381万2千円は、第26回参議院議員通常選挙が終了したことによる廃止です。

3段目の総務事務システム改修事業2,085万6千円は、システム改修が終了したことによる廃止です。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありますか。

末宗委員 5番の県有財産総合経営推進事業で別府総合庁舎の実施設計、これはいつか30億円と説明を受けたような気がするけど、何か変更があったのかどうか、そこら辺を教えてください。

渡辺県有財産経営室長 県有財産総合経営推進事業の別府総合庁舎に関してお答えします。

今、末宗委員がおっしゃった30億円というのは、債務負担行為を取って、設計、建築、維持管理を一括して発注する計画の分です。それは債務負担行為で御承認いただいております、来年度はその歳出分の設計分を計上させていただく予定です。

末宗委員 結局、中身の変更はないの。

渡辺県有財産経営室長 中身の変更はありません。

今吉委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、②の大分県水道広域化推進プラン（案）について説明をお願いします。

曾根田市町村振興課長 大分県水道広域化推進プラン（案）について説明します。プラン案の全体版は冊子で配付していますが、お手元の委員会資料で説明します。資料30ページをお開きください。

本プランは、市町村が担っている水道事業について、人口減少による料金収入の減と施設の老朽化による更新費用の増大により経営環境が厳しくなる中で、市町村間で広域的な運営を進めようとするものです。

1の策定根拠を御覧ください。平成30年度に水道法が改正され、都道府県に水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定されました。あわせて、水道広域化推進プランの策定について通知があり、都道府県が広域化の推進方針を令和4年度末までに策定することとされました。

2のこれまでの取組にあるように、県では平成30年度に大分県水道ビジョンを策定しました。これは50年先を見据え、安全、強靱、持続の観点から、具体的な実現方策や目標を設定したものです。そのうち、持続の分野で広域化の方向性が記載されています。県内では平成の大合併により水道事業が大幅に統合されてきたこと、あるいは地理的な特性、具体的には県土の約7割が林野であり、施設自体を統合していくのは困難であることから、人材育成や資材の共同購入といった取り組みやすいものから広域化を検討することとしています。

こういった状況を踏まえて、3にあるように今回、大分県水道広域化推進プラン（案）を策定しています。（1）現状と将来見通しですが

まず①にあるように、人口が減っていくことにより50年後には水需要が33%減少すると推計しています。また、④にあるとおり高度経済成長期以降に整備された水道管等の老朽化や耐震化への対応が必要です。その結果、⑤にあるように給水収益が50年後には26%減収する一方で、更新費用が増加することが課題としてあげられています。

ここで、次の31ページの参考資料、財政シミュレーションの結果を御覧ください。

これは、今後50年の水道事業にかかる純損益や資金残高等をシミュレーションした結果を示したものです。上段では料金を維持した場合、収益性を示す純損益、経営の安定性を示す資金残高が大きくマイナスとなります。下段では収支を均衡するためには料金の値上げは避けて通れないとの結果となっています。なお、広域化した場合には、僅かではあるが改善効果が得られるとの結果となっています。

次に、32ページを御覧ください。

こちらも参考資料ですが、広域化シミュレーションの効果について記載しています。コスト削減が見込まれる広域化としてシミュレーションした①から⑩までの項目について記載しています。これらは一定の前提条件の下で広域化が実現できた場合の試算を行っています。例えば①次亜塩素酸ナトリウム——消毒液ですが、これの共同購入について検討しました。現在ポリエチレン缶で購入している小さな施設と、タンクローリー車で購入している比較的大規模な施設が各市町村にあります。より単価が安いタンクローリー車での購入に統一して共同購入しようとするものです。シミュレーションの結果については、50年間で県全体で1億1,473万5千円のコストアップになるとの結果です。理由は備考欄にあるとおり、タンクローリーに対応するためのタンク整備費用が共同購入による単価減による効果を大きく上回るためです。

もう一つ、⑦を御覧ください。水道台帳システムの共同調達です。現在大分市がクラウド型の管路及び施設台帳システムを整備しています。これを他の市町村も共同利用することでシステ

ム開発にかかるイニシャルコストと保守のコストを削減できます。全市町村が共同利用した場合、50年間で2億7,682万2千円の収支改善ができると推計しています。ただし、備考欄に記載のとおり、現在の市町村のシステムは様々で、すぐに統合することが難しい状況です。

続いて、33ページをお開きください。

そういった状況を受けた、今後の広域化にかかる推進方針等について記載しています。さきほどのシミュレーション結果を踏まえ、各ブロックで市町村と議論を重ねて策定したものです。具体的な取組は②に記載していますが、まず初めに、水道台帳システムの共同調達です。可能な市町村から順次利用を開始していくこととしています。この取組によって費用の削減はもちろんですが、データの項目等が標準化されて利活用が容易になり、ほかの広域化の取組促進にもつながるものと期待しています。

また、運転監視業務については各市町村がシステムを更新する際に、クラウド化の整備を検討し共同化の環境を整えていくほか、その他の共同委託についても引き続き研究を進めることとしています。市町村間での用水供給についても、記載のとおり大分市から由布市等で引き続き研究を進めることとしています。

③にあるとおり、今後も水道事業の持続的な経営を確保し、少しでも住民の負担軽減につなげるため、各ブロックで順次広域連携の取組を進めるとともに、経営の一体化についても議論、検討を継続していくこととしています。

最後に4の今後のスケジュールですが、12月から1か月ほどパブリックコメントを行い、今年度中に成案を策定の上、公表したいと考えています。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員の皆様から質疑などはありませんか。

原田委員 市町村間での用水供給はよく分かるんですよ。例えば、香川県とかはもう水が少なくて広域化をせざるを得ない状況の中でやったようですが、4年前の水道法の改正のときに、コンセッション方式とか民営化の問題が話題になって、基本的に私は民営化に絶対反対ですけ

ど、このやり方は運営主体が曖昧になって、それこそ民営化につながっていくのではないかと危惧しますが、いかがでしょうか。

曾根田市町村振興課長 今回の計画については、民営化を目指すことではなくて、あくまでも市町村間で共同で広域的に業務を処理することで、少しでもコストを下げようとする計画の中身になっています。

原田委員 それはよく分かります。ただ、さっき言ったように、やっぱり運営主体が市町村ごとであるという明確さが、ちょっと曖昧になる気がして危惧しています。この件はまた、議論していきたいと思います。

末宗委員 おたくは市町村振興課長かな、答えられるか分からんけど、僕は小さいときから、水道はとにかく出すより漏水が多いんじゃないかと聞いているわけよ。

また、管が何かよく分からない。铸铁管とか鉄管とか、鉄じゃない陶管とか、そういうのがあるわね。陶管が一番漏れやすいだろうけど、そういうのが今、何%ずつとか。大体それによって恐らく各市町村の修理、復旧費から工事、いろいろなのが出てくるだろうけど、今、何管を使っているのかな。今後、どういう計画なのか、ちょっと市町村振興課が答えられるかなと思うけど。

今吉委員長 分かる範囲でお願いします。

曾根田市町村振興課長 大変申し訳ありません。どういう管がどのくらい入っているかは、ちょっと私も把握していませんが、一般的には管の耐用年数は40年とされています。（「何管が40年」と言う者あり）全体的にですが、ちょっと陶管とか鉄管とかが何年とまでは分かりませんが、耐用年数の1.5倍ぐらい、60年ぐらいの間には替えないと、委員がおっしゃったような漏水が非常に多くなると聞いていますので、そういったアセットマネジメントの中でこれを替えていくことが今後のコストに跳ね返ってくると聞いています。ちょっとすみません、本筋のお答えをできませんが、そういう状況です。（「いいよ。そんなことじゃろうと思った」と言う者あり）

戸高委員 この試行の趣旨はよく分かりました。ただ、実際にあまり効果がないケースも出ていますが、特に人件費とか委託料とかの差が、やはり市町村でかなり激しいですね。そこにきちんと行き着いているのか、こういったシミュレーションできちんと検証していかないといけないのですが、ちょっとその辺の見解を。

曾根田市町村振興課長 今、各市町村がどのくらいの人員で水道事業を運営しているかは、このシミュレーションの中で調査しています。例えば、大分市だと140人ぐらい水道事業に関わっている職員がいますが、一番少ないところでは2人とか、そういった状況です。ただ、3割ぐらいはもう50代の職員だったりするので、退職で減っていくことも想定した上で、これが委託料に置き換わるとどういった金額になるかとシミュレーションをしています。

戸高委員 分かりました。具体的に全部を見ていないので、そういうのは分かりませんが、要するに委託も増えて、人件費も他より大きいといった、何か矛盾している市町村もやっぱりあるので、しっかりそこを確認できる形で示していただきたいと思います。

今吉委員長 水道は各市町村別にやっているわけでしょう。それを県がお互いに共存できるように、間に入って説得することになるの。

曾根田市町村振興課長 さきほど説明した水道ビジョンをつくったときに、県域連携推進会議というブロックごとの市町村と、それから、県の環境保全課が中心ですが、そういったところが入る会議があります。そういった中で議論をしながら、お互いの違いをすり合わせていく作業をするようにしています。

今吉委員長 水道台帳システムの共同調達ですが、これがずっと長くなって、宇佐市が10年ですかね。あと、ほかの市町村は、まだだいぶかかるのですかね。

曾根田市町村振興課長 そうですね、システムを入れたばかりのところとか、あるいはシステムが料金の台帳と結び付いているところとか、防災と結び付いているところとかがあるので、今すぐには変えられないところがあって、順次

替えていく形にしています。

今吉委員長 まだまだ時間がかかるね。分かりました。

ほかに委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

木田委員外議員 県内ブロックごとに人材育成や共同の購入など、進めていくことがあります。ブロックごとにどこかが事務局になって事務をしなければならないと思います。そういった財政的な取扱い、主体的な事務を担うところに財政措置する仕組みとか、その辺はどのようになるでしょうか。

曾根田市町村振興課長 事務局というか、会議の招集運営をやっているのは、正に県で言うと市町村振興課と環境保全課が会議を招集してやっています。お金と言うか、財源措置に関しては、今回この計画等に盛り込んだ取組を行うときには、水道事業に繰り出す、市町村に繰り出すお金があつて、そこに対して一定の交付税措置をするのが国の仕組みになります。

木田委員外議員 維持することも大切ですが、結構これは各市町村で水道のサービス内容に相当な差があつて、昔は口径25で入っているところが多かった、本当は30に上げたいとか、シャワーを使うときとか、そんな要望があるんですね。やっぱり市町村によってはそういう機能強化、すぐ応じられないという、財政力で相当差があるので、そういうところも気を配りながら、うまく進めていただきたいと思います。

堤委員外議員 広域化推進プランの中の具体的な中身をよく見ていないので分からないですが、どうも市町村合併のときのような手法だと見ているんだよね。結局、合併のときだって、財政基盤が強固になるよと言って合併を進めていって、最終的には今、周辺地域が疲弊して、合併しなかったらよかったといった意見がかなり出てくるわけです。

それでも取りあえず今、五つを共同購入の形でやろうとしています。資料の最後のページを見ると、各ブロックで順次広域連携の取組を進めるとともに、経営の一体化についても議論、

検討を継続すると。経営の一体化はさきほど原田委員が話したとおり、民営化も含めた検討も当然入ってくるわけです。民営化は世界的にも失敗していて、それがまた公営化に戻ってきているから、そういうところまで含めた検討をしていないのであれば、ちょっと問題なのかと思います。言葉触りは非常にいいわけよ。水道料金を安くするよとか、その言葉どおりであればいいけど、行政がする場合は、行財政改革の一環としてやってしまうところが多いわけ。利便性の言葉に隠れて、そういうところに非常に危惧を持っているから、これは意見表明ということで、別に回答は要りませんが、そういう危惧があることだけは認識をしておいてください。

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様は協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、総務部退室〕

今吉委員長 それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。